

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材（コード：70907000）

ダイヤモンドホイール

【形状・構造等】

1)形状・構造

歯科技工用ハンドピース又は歯科技工用回転駆動装置に装着できるマンドレルと、ダイヤモンドを含浸させたフェルト製のホイール状作業部からなる。

2)使用回転数

1,000～3,000回転／分

【使用目的又は効果】

硬質レジン、ハイブリッドレジン、ポーセレン、セラミックスのつや出し研磨に用いる。

【使用方法等】

- 1)マンドレルにホイールをマンドレル先端部のネジや溝でしっかり固定させる。
- 2)歯科技工用ハンドピース又は歯科技工用回転駆動装置に装着する。
- 3)回転させて、振れがないかを確認する。
- 4)ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し付けて研磨する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1)ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2)ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3)予め回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4)無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部の細い、長い、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがある。

【使用上の注意】

- 1)指定の回転数を超えて使用しないこと。
- 2)損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり）、汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3)本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4)目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。
もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5)本器具は、消毒及び滅菌はできないため、使用は一回のみとすること。
- 6)本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- 7)本器具は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- 1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2)歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ビーディーアール
愛知県名古屋市天白区原4-106